

流山の渡しについて（Zoom 会議のまとめ）

渡しを定義するならば道と道をつなぐ河川の道ということができる。橋のない河川においては、渡しによって道はつながっていたわけで、河川の道として古くから重要視されてきた。一方、河川の対岸に耕作地が開発されたり、流路の変更によって対岸に飛び地ができると、耕作地を行き来する渡しが生まれた。これを作場渡しと言う。時代が進むと作場近くに村落ができ村落の後ろに道が生まれた。やがて作場渡しは本渡しとなり、道と道をつなぐ河川の道となっていった。

元和2年、幕府は利根川水系に16の渡船場を指定し、それ以外の渡船を認めなかった（資料①参照）。旧太日川では関宿、松戸一金町、市川一小岩の3か所だけであった。『新編武蔵国風土記』によれば、寛政8年、丹後の渡しと三輪野江の渡しに「農作業以外みだりに渡船を許さず」の高札が出された。丹後の渡しは伊原丹後の開発地への作場渡しであり、三輪野江の渡しは三輪野江村の作場渡しであった（資料②）。

享保13年、江戸川が直線化や整備されことで、対岸に飛び地が生まれ作場渡しが必要になった。資料から中野久木村、上新宿新田村、南村、加村、岩野木村（三郷市）に飛び地があり作場渡しがあったと考えられる。江戸期における平方村新田、深井新田の渡しの資料は見当たらない。平方村新田は中野久木の渡しがすぐ近くにあったので、これを利用したとも考えられる。深井新田の戸数は70戸余り。村落は江戸川右岸にあり、左岸にも村落があったことから、作場渡しの必要がなかったのかもしれない。ただ「流山市史研究6」の田嶋昌治のレポート「史料紹介 深井新田」によれば、深井新田村には西深井浄観寺を檀家とする村民が多くいたという。そうすると全く渡船がなかったとは言い切れない。

江戸期中頃より人々の往来が増えると渡しの規制も緩くなり、寺社参拝や旅人にも利用される本渡しができる。時期は不明であるが、丹後の渡し、加村の渡し、羽口の渡しは本渡しとなった。幕末になると世相が乱れ、渡し場の監視も厳しくなり見張り場が置かれた（資料⑱）。

明治になると政府は本渡しを許可制にした。丹後の渡しと羽口の渡しは官渡しとあるが、国や県、郡が経営することはない。県に申請して許可がとれたものを示すものと取れる。県に申請することは個人ではなく村であるから、当時の経営は村営であろう（資料⑤⑥）。東葛飾郡誌には明治40年と大正7年9月末の調査が記されている。それによると明治10年頃と、改めて明治44年頃に許可が出されていることから、明治以降の渡しは許可制であったと言える。すると官渡しの表現は明治初年に許可を受けた二つの渡しが名乗ったことで、一時的なものであろう。そうでなければすべての渡しが官渡し（官営）になってしまう。ガイドの説明で官営の説明は不要である（資料⑳）。

その後の渡しは聞き書き等にあるようなことでしょう。以上述べてきたように時代や渡し場の移動、吉川市の資料との違いなどから1つの答えを求めるのは無理がある。

深井新田の渡し

流山市、吉川市ともに江戸時代の資料はない。前記したように寛保元年の郷差出帳にある約70戸の所在地が江戸川右岸であれば渡しの必要がなかったと考えられる。郷差出帳には中曽根下谷新田となっているが深井新田のことである（中曽根下谷新田に関しては別途レポートを検討）。郷差出帳には舟の所持はない。つまり、江戸川直線化で村が分割されたから渡しができる、とする表現には疑問がある。また、江戸川の直線化以降、江戸川の左岸の耕作地近くにも村人は住んでいたので、深井新田の渡しは江戸時代になかったといえる。迅速測図にもなく、郡誌では明治10年6月5日と明治44年2月に許可されたと

あるので明治になって出来た渡しと言えよう。ただ、前述したように全く渡船がなかったとは言い切れない。

平方村新田の渡し（尼谷の渡し）カッコ内は埼玉県側の呼び名

流山市、吉川市ともに江戸時代の資料はない。次項に記す中野久木の渡し（吉屋の渡し）で代行していたのではないか。東葛飾郡誌では明治10年6月5日と明治44年2月19日に許可されたとある。しかし、明治10年許可については、明治40年頃の調査によるもので迅速測図には平方村新田の渡しはない。以上から明治44年以前に平方村新田の渡しがあったかは疑問である。考えられるのは、江戸期からあった中野久木の渡し（仮称）が明治44年、上流に移動し平方村新田の渡しになった、である。渡船場から見れば、尼谷は吉屋の上流で平方村新田は中野久木の上流である。したがって江戸期に、村が分割されたからできた渡しの表現には疑問がある。

中野久木の渡し（吉屋の渡し）仮称

日本歴史地名体系（資料⑪）の記述には、元文3年（1738）の検地帳に江戸川中州に長さ40間の河岸があった、とある。中州に河岸があるとは思えないことと、40間の長さも解せない。資料絵図には中野久木村の対岸に村の飛び地と江戸川に中州がある。中州と飛び地間が浅瀬とすれば、中州と中野久木村間に渡しがあったと考えられる。川の直線化の直後であれば川幅も狭く、中州との間が40間は妥当な数字であろう。中州の河岸は渡船場と同義語と考えられる。まさに江戸川直線化により分断された村の渡しであった。場所は迅速測図などから中野久木と平方村新田の境界辺りであった。

吉川市には明治17年7月18日、同11月27日の資料がある（資料⑮）。それによると「吉屋村渡船場開設願」が、吉川市側の5村と流山市側の中野久木村、平方村、平方原新田、平方村新田により出されている。7月の申請は庄内古川の渡船場願で（吉屋村と中野久木村飛び地間）、これによりすでに開設されている中野久木の渡しを経て中野久木村に至ることができる。11月の申請は吉屋村字庄内古川通から中野久木村間の江戸川の渡船で、その賃銭定の願いである。吉屋村の字地があるのは、吉屋村に新たな渡船場を設けたものと考えられる。

以上で分かるように申請した村々が共同利用したとすれば、この時点で尼谷の渡し（平方新田村の渡し）はなかったことになる。場所も迅速測図が証明している。ただ、中野久木の渡しは東葛飾郡誌や流山の資料にはない。郡誌の調査が明治40年と大正7年であれば、この間に渡し場の移動があったと考えられる。また、正確には江戸時代の分村でできた作場渡しは中野久木の渡しである。

上新宿の渡し（加藤の渡し、六兵衛の渡し）

東葛飾郡誌によれば明治10年6月6日と明治43年10月31日に許可され、対岸の飛び地に至るとある。迅速図にも渡し場が記載されているので、飛び地に至る作場渡しであったことが分かる。吉川市の資料（⑰表5-8）には、加藤の渡し（六兵衛の渡し）は加藤村～中野久木村となっているが誤りである。加藤村の対岸は上新宿新田であり、中野久木村の対岸は吉屋村である。資料の出典に新編武蔵国風土記、武蔵国郡誌とあるので、川の直線化によりできた上新宿新田の飛び地に渡る作場渡しであったことが分かる。

南の渡し（半割の渡し）

東葛飾郡誌によれば明治10年6月5日と同44年2月19日に許可になっている。江戸時代のこと

は不明だが、南の地域は旧江戸川右岸まで続いていたから、作場渡しがあったと考えられる。迅速測図にも渡し場がある。作場渡しは明治10年に許可を得たが、明治44年、改めて本渡しの許可を受けたと解釈できる。

羽口の渡し（三輪野江の渡し、博奕の渡し、馬口の渡し）

古くからあった三輪野江村の作場渡しで、江戸中期ごろ本渡しになり多くの旅人に利用された。明治以降は一早く許可を得て、明治初年時の一時期に官渡しの名称を使った。渡しは三輪野江からの片渡船で、下花輪からの渡船はなかった。吉川市の資料（資料⑭）では明治11年1月19日許として渡し賃金を定めている。つまり、下花輪村からの渡船客も三輪野江村の収入になった。それに対し明治11年、下花輪村は渡船場願を千葉県に申請した（資料⑬）。内容は、陸前浜街道（水戸街道）に近く交通量も増えている。加えて車馬人の渡船も多いが片渡船の為不便をきたしている。下花輪村にも渡船場を設けて便を図りたい、というもの。しかし、三輪野江村等はこれに反対し（資料⑯）、明治20年、三輪野江村は下花輪村開設上申書を埼玉県に出した。内容は、寛永のころ三輪野江村の作場渡しとして申請許可された。江戸中期ごろ本渡しを願い許可され、下花輪村渋谷氏地先に上陸にいたった。その後、何事も不便なことはないのに下花輪村が渡船許可願を出したことは、三輪野江村の不利益になるので人民の苦情が多い、というもの。三輪野江村と下花輪村の利権に絡むら争いであった。結局、下花輪村に許可が下りたのは明治44年であった。東葛飾郡誌に明治44年2月19日許可とある（資料⑤）。

名称については、古くは三輪野江の渡しと言ったが、三輪野江村の道標（1823年）や慶応4年、新政府軍渡船なども三輪野江の渡しとしている。一方、流山市道標（1803）では馬口道（バクチ）、迅速図（明治13年）では博奕の渡しとあり、バクチの渡しとも呼ばれていた。名称は年代や地域、伝承などによって呼ばれ方も変わり、呼び名が複数あっても不思議ではない。語源を一つに求めることは難しい。羽口の渡しが博奕からか、土手の工法の羽口から付けられたかは不明。なお、三輪野江側の道標には流山道や諏訪道があり、流山の街や諏訪神社参拝の客が利用していたことがわかる。

以上から江戸時代を連想させる田中藩の公営の渡しであった、博奕場が近くにあったからバクチの渡しと呼ばれたなどの言い伝えは根拠のない話である。

加村の渡し、本多の渡し、矢河原の渡し、瀬割りの渡し（前間の渡し）

対岸にあった飛び地に渡る作場渡しであった（資料⑫）。江戸中期ごろから本渡しとなり上流の三輪野江の渡し、下流の丹後の渡しとともに、流山地域と対岸を結ぶ渡し場となった。本渡しへの変化は、流山の街の発展がもたらした結果と言える。世相不安な幕末時には田中藩の御用河岸（支配下）となった。東葛飾郡誌には明治12年8月16日許可とある。迅速図の渡船場は現在の標柱より上流にあることから、時代により渡船場が変わったことが分かる。その後も丹後の渡しとともに、対岸から流山に来る人びとの足となって活躍した。昭和になり流山橋の建設が検討された際、橋建設地の候補に挙がったことは、丹後の渡しと同じような往来があったと考えられる。

丹後の渡し

東葛飾郡誌では許可年月を不祥としている。この渡しは冒頭であげたように、古くからある作場渡しであった。現三郷市に丹後村があったが、高城家の家臣伊原丹後が開発した村で、流山町誌によれば古くは八木野の渡しと呼んだという。江戸中期以降本渡しとなり、流山の発展とともに多に利用された。丹後の渡しの背後（三郷側）には、流山道（諏訪道ともいう）とよばれる道が西に延びている。作場に村落が

でき、やがて背後に道が生まれ対岸との交流の渡しとなった。流山の発展や渡しの発展を物語っている例である。江戸からの旅人や下総から江戸へ向かう旅人も、関所のある松戸～金町の渡しを避けて当渡しを渡ったという。東葛飾郡誌には許可年月不祥とあるが、明治初年時、官渡しの名称があるように一早く許可を得たものと考えられる。その後も、流山橋ができるまで流山と対岸を結ぶメインの渡しとして活躍した。橋は当渡船場跡に建設された。

幸房の渡し（岩野木の渡し、七右衛門新田の渡し）

東葛飾郡誌には許可年月不祥とある。岩野木には江戸川左岸に飛び地があった。迅速測図をみると県の境界が江戸川を中心部から木村側に大きく曲がっていることが分かる。江戸川の改修等でできた飛び地であろう。三郷観光協会の標柱（流山標柱より約800m下流）は幸房の渡しでTX線の南にあり、対岸は木でかつては岩野木の飛び地。その南は七右衛門新田である。標柱には「江戸時代は地元の人々が利用する渡船場であった。明治19年、対岸の飛び地に村共有の渡船場開設が許可され、村民以外からは賃金を徴収していた。岩野木の渡しとも呼ばれていた」とある。つまり、飛び地に渡る作場渡しであったが、明治19年に飛び地にも渡船場が許可されて本渡しになった。明治28年までは埼玉県のみであった。「東葛流山研究23号」（資料⑱）の聞き書きでは、早稲田村（幸房）では早稲田村村長の要請があり渡しを始めたとある。何時の頃か不明であるが、当渡しは一時中止されていたようである。再開の場所は今の流山の標柱より約600m下流。昭和30年頃の渡し賃が5円とあるから最後までこの場所に渡し場があったことになる。すると、現在の標柱は何を根拠に建てたのか。場所を聞き違いして建てたのしか取れない。

*以上渡しについて述べてきたが、私たちがガイドの際説明する、江戸川の直線化により渡しが生まれた、とする説は、すべての渡しに当てはまるわけではない。直線化で渡しが生まれたのはどこか、を整理しなければならない。また、江戸時代と明治期、大正期、昭和期など時代でも整理する必要がある。

*迅速測図にある渡し場の信頼度であるが、迅速測図は陸軍が初めて作成した軍用地図。軍用であれば兵の移動や敵の進路を知る上で、道路と渡し場を重要視したと考えられるので信頼度は高いと見ることができる。

2022・4・26 田村哲三 資料収集・佐藤茂晴

以下、参考資料索引一覧と、本資料の扱いについて、ご案内します。

- ・資料の詳細が必要な方は、資料番号を佐藤（茂）まで、ご連絡ください。

booksatou@m3.gyao.ne.jp

- ・記載内容について質問、問い合わせ、違った見解等ありましたら、田村（哲）までご連絡ください。

a-tamu@jcom.zaq.ne.jp

【参考資料索引一覧】

- ①定船場(じょうふなば)関東16カ所(元和2年8月)
- ②「新編武蔵風土記稿(文政十一年(1828)成立)」の渡し場等の記述概要
- ③飛び地について
- ④羽口の渡し関係(道標等からの検討レポート等)連絡の窓2021.12 URL

- ⑤『千葉県東葛飾郡誌』
- ⑥流山市史通史2 第五編第六章交通の発展 四渡し 流山市域の渡船表
- ⑦武蔵國郡村誌（明治15年迄に編纂、昭和28刊）に記述ある「官」の箇所について
- ⑧流山市史民俗編第二章（1）交通 渡し
- ⑨チェック 流山のむかし 流し 江戸川の渡し
- ⑩迅速測図（明治13年）記載の渡し場所
- ⑪日本地名大系12（千葉県の地名） 平凡社 中野久木村
- ⑫流山市史近代資料編 流山町 渡船 矢河原渡 〔古坂家〕
- ⑬流山市史近代資料編 新川村関係資料 渡船開設願 明治十一年
- ⑭吉川市市史 近代資料編 58 三輪野江・下花輪村間渡船賃銭表 明治十一年
- ⑮吉川市市史 近代資料編 61 吉屋村渡船場開設願 明治十七年
- ⑯吉川市市史 近代資料編 62 下花輪村開設上申書 明治二十年
- ⑰吉川市市史 通史2 渡船場 渡船場と道路行政、賃取りの渡船場、表
- ⑱幕末期の見張り番体制について
- ⑲東葛流山研究23号 聞き書き・流山の渡し 幸房の渡し跡、実査（岩野木の渡し跡）
- ⑳渡しの呼び方について